

甲府法人会たより



河口湖から望む夜明け前の富士山

第13回 法人会全国女性フォーラム(山梨大会)

開催日：平成30年4月12日(木) 開催会場：アイメッセ山梨

めざします。企業の繁栄と社会への貢献



平成30年1月

第137号

題字 芦澤会長

法人会
消費税期限内納付
推進運動

平成29年分の所得税の確定申告書の提出は、
平成30年2月16日(金)から、
平成30年3月15日(木)までです。

主な内容

新年のご挨拶
法律相談 Q & A
税務相談 Q & A
小学生の税に関する習字展
税に関する高校生の作文



公益社団法人甲府法人会会長
一般社団法人山梨県法人会連合会会長

芦澤 敏久

新年明けましておめでとうございます。皆様方には、平成三十年の新春をご家族お揃いで、お健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。

本年も「税のオピニオンリーダー」として、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する」との理念のもと、①「税制改正に関する提言」、②会員の研鑽を支援する「研修活動」、③地域振興やボランティアなどの「地域社会貢献活動」を大きな3つの柱として活動していきます。

さらに、この四月十二日(木)にアイメッセ山梨を会場として「法人会全国女性フォーラム山梨大会」を開催します。全国から一六〇〇人を超える女性経営者が集います。日頃の活動の情報交換はもちろん、山梨の魅力を全国に発信する絶好の機会ととらえて取り組みます。会員の皆様方の参加と税務当局、県を始めとした自治体、関係団体のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

「税制改正に関する提言」では、昨年、中小企業の事業承継の弊害となつている自社株に対する税制見直し等を提言し、一部猶予する方向が示されました。その中で、来年十月の消費税率の引上げに伴う「軽減税率制度」は、事業者の事務負担が大きいことにも触れました。

本年も、税の公平公正、簡素化を念頭に

アンケートを実施し、地元企業の声を反映した、建設的な提言を行います。

「研修活動」では、「軽減税率制度」の導入が決まっている以上、スムーズに運用されるよう研修会等を通じて制度の周知と早期の準備を呼びかけていきます。また、税制改正のポイント等を周知するために、ブロック単位に研修会を継続していきます。

「地域社会貢献活動」では、プロ選手を招いて本物に触れる「ミニバスケットボール」、「サッカー」、「野球」の各教室の中で、参加した児童が、税の大切さを考える「税金教室」を開催します。

また、山梨県からの委託事業である婚活支援事業「やまなし出会いサポートセンター」は、昨年二十三組の結婚カップルが誕生し、累計で三十八組となりました。各地域への出張開設など出会いの機会を増やし、結婚カップルの増加を目指します。

女子社員向け階層別セミナー「女子力パワーアップセミナー」については、女性の活躍促進が社会的要請となつていることを踏まえ、内容の見直しを図りながら、継続して企画していきます。

結びに、皆様方の法人会事業への絶大なご協力をお願い申し上げます。皆様方のご健勝と事業の益々のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年の挨拶といたします。



甲府税務署長

杉田 節

あけましておめでとうございます。公益社団法人甲府法人会の会員の皆様には、希望にあふれる新年を健やかに迎えのことと心からお慶びを申し上げます。

昨年中は、芦澤会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、税務行政の円滑な運営に、格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、「税のオピニオンリーダー」として企業の発展を支援し地域の振興に寄与し国と社会の繁栄に貢献する」との理念のもと、正しい税知識の普及と納税意識の高揚を図るための多様な啓発活動に取り組みされるとともに、地域に密着した各種の社会貢献活動を通じて地域社会の健全な発展に貢献されております。このような皆様の熱心な活動に対しまして、心から敬意を表する次第であります。

さて、昨今の社会・経済状況は、高齢化社会の到来や国際化、高度情報化により著しく変化し、税務行政を取り巻く環境は従前に比べ複雑、かつ、厳しいものとなっております。こうした中、私どもは「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命に取り組んでいかなければなりません。

この使命を遂行するに当たっては、善良な納税者に対して親切・丁寧な対応を、悪質な納税者に対しては厳しい対応

をしていくとともに、ICTを活用し、利便性の高い申告・納付の手段を充実させるなど、納税者サービスの向上に努めることが重要と考えております。

このような中、法人会の皆様は「税のオピニオンリーダー」として、自主点検ガイドブック・チェックシートの活用に取り組みなど、税務コンプライアンス向上のための活動に努めておられます。私どももいたしましては、今までに培って参りました信頼・協調関係を基調に、微力ながら皆様の活動を支援させていただきます。所存でありますので、税務行政に対しまして、なお一層のお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

本年は「法人会全国女性フォーラム山梨大会」がアイメッセ山梨において開催されます。全国から集まる女性部会の皆様に「また来よう」と思える山梨の魅力の発信、また、山梨県内法人会の底力による大会の大成を期待しております。

結びに、公益社団法人甲府法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。





山梨県知事

後藤 斎

新年明けましておめでとうございます。公益社団法人甲府法人会会員の皆様におかれましては、ご清栄のうちに平成三十年の新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、昨年中は芦澤会長をはじめ会員の皆様方には、適正な申告納税の推進へのご協力をはじめ、県政の推進に深いご理解とご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

本年はリニア中央新幹線の開業まで9年であり、県では、リニア中央新幹線開業を見据え、定住の促進や産業の振興など山梨の発展につなげていくため、リニアの開業効果を全県に波及させる視点に立ち、リニア駅から30分以内にアクセスできる圏域の拡大など、交通ネットワークの整備を進めるとともに、新たな地域社会であるリニア環境未来都市を創造していくこととしております。

このため、リニア駅近郊の土地利用に関する広域的調整と市町村の課題に対して、迅速かつきめ細やかに対応する新たな相談窓口を県庁内に設置したところであり、今後も市町村や様々な主体の皆様と連携し、県民の皆様のご理解とご協力を得る中で、ひとときわ輝く山梨を創り上げるための取り組みを進めて参ります。

また、本県経済が活性化し、雇用が拡大していくためには、県内企業の99%を占める中小企業の皆様が元気になっていただくことが何より重要であり、県では「中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、意欲ある中小企業・小規模企業が持てる力を十分に発揮し、新しい価値の創出や生産性の向上などにより、社会経済状況の変化に即応できるよう、商工団体、金融機関などとともに地域全体で、個々の企業の特性に応じた支援を行って参ります。

そして、政策推進にあたっては、財源の確保が不可欠であり、今後も、納税者の皆様の信頼と期待に応えられるよう、公平・公正な税政運営に努めて参りますので、会員の皆様におかれましては、このような県の取り組みに対しまして、引き続きご理解と、なお一層のご協力をお願い申し上げます。

結びに、平成三十年が公益社団法人甲府法人会並びに会員の皆様にとりまして、明るく希望に満ちあふれた1年となりますよう、また、4月に開催されます「法人会全国女性フォーラム山梨大会」が大成功を収めますことを心からご祈念申し上げます。新年のご挨拶といたします。



東京地方税理士会
甲府支部長

清水 孝

新年明けましておめでとうございます。公益社団法人甲府法人会の皆様には、平成三十年の新春を健やかに迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

旧年中は、芦澤会長をはじめ役員及び会員の皆様には、税理士会の活動に対しましてご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。本年もより一層のご支援ご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、我が国を取り巻く東アジアの安全保障環境は、戦後七十三年を通じ、最も緊迫した状況下となり、依然として出口の見えない厳しい状況が続いています。

又、国内経済においては三か月毎に発表される内閣府の国内総生産は、数量面(実質)を見る限りはプラス成長を続けているように見えますが、肝心の金額面(名目)では一向に上向きとはなっていません。株式等の資産価格の上昇に伴い多少の回復基調はあるものの、輸出に依存した外需頼みの感が拭えず、国民の付加価値生産物である物やサービスに対する家計の消費や企業の投資である内需は相変わらず伸び悩んでいます。二十年の長期に亘る経済成長の低迷で、デフレマインドからの脱却がさらに遠のいている感さえします。

このような厳しい状況の中、我々税理

士は中小企業の存続と発展のため、自己研鑽を通じて、経営者の皆様の親身な相談相手として、また中小企業のホームドクターとして、これからも積極的に活動し、出来る限りお役に立ちたいと考えております。

税理士会と貴会との交流は、新設法人説明会への講師派遣、総会への双方の臨席や会報誌への寄稿など税務関連民間団体の中でも密接な協力関係を築いてまいりました。

租税教育においても租税教育推進協議会を通じ貴会と共に若い世代の皆さんに正しい税の知識の普及と納税意識の高揚を図るための「租税教室」の開催を小、中、高等学校で実施していますが、貴会の租税教育活動におかれてはスポーツ教室や絵がきコンクール等多面での活躍に心からの敬意を表する所です。

結びに、公益社団法人甲府法人会が、芦澤会長を中心として、その基本方針とする「税を基軸にした活動」と、地域に密着した「社会貢献活動」とをより一層充実され、益々ご発展されることをご期待申し上げますとともに、会員皆様のご健勝、事業のご繁栄を心からご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



税金クイズへの参加をよびかける

11月18日と19日の両日、小瀬スポーツ公園において開催された『県民の日記念行事』のイベントに当会も参加し、税の使いみちなどについて、クイズ形式で学ぶ「税金クイズ」を実施しました。この活動は、広報委員会のメンバーを中心に毎年実施しており、芦澤会長、長坂広報委員長をはじめ、本会の役員、青年部会および女性部会のメンバーにも参加していただきました。

2日間にあわたって中高生や親子連れなど、大勢の方々が法人会のテントに集まり、約2000名が税金クイズに挑戦しました。税金クイズは、「税金の使いみちは、どこが決めるのか？」や「義務教育の9年間に1人の児童・生徒に對していくらくらいの税金が使われているか？」などの内容で、税の大切さを身近に感じていただけの問題を出題しました。「税」に対する関心を高めるとともに、法人会の知名度向上を図る有意義な活動となりました。



多くの来場者が「税金クイズ」にチャレンジ

税を考える週間
『県民の日』
に税の啓発活動

— 甲府法人会の会員も参加 —
● 山梨県連主催 ●
『女子カパワーアップセミナー』
本年度 最終回



講演される笹本社長

11月14日、山梨県連主催の「女子カパワーアップセミナー」が甲府法人会館において開催され、甲府法人会会員企業から多数の女子社員が参加しました。管理職社員を対象に講演とリーダーシップ・コーチングスキル向上を図る研修が行われ、講演は甲府法人会の白根運送株式会社 笹本清美社長が女性経営者の立場からリーダーとしてのあり方や心配りなどをお話され、参加者は熱心に耳を傾けていました。

来年度の同セミナーにおいても甲府法人会から多数の女子社員の皆様に出席いただけるよう呼びかけをしていく方針です。

全国青年の集い
高知大会
に参加



相原部会長を中心に記念撮影

11月10日、法人会全国青年の集いが高知県において開催され、全国から約2400名が集まり、当会青年部会からも8名が参加しました。記念講演では、お笑い芸人の間寛平氏による「走ることで伝える大切な事・夢・出会い・絆」と題した講演が行われ、続く大会式典では、租税教育活動の表彰式と最優秀に選ばれた青年部会の事例発表が行われました。

平成30年度は岐阜県において開催される予定です。

叙勲・褒章 当会役員関係

平成29年の秋の叙勲・褒章におきまして、当会相談役の戸栗敏様が「旭日小綬章」、常任理事の坂本政彦様が「藍綬褒章」を受章されました。戸栗様は木材流通業において、坂本様は運送業において、業界発展に永年ご尽力されています。誠にありがとうございます。

旭日小綬章

有限会社 戸栗製材所
会長 戸栗 敏 氏



藍綬褒章

株式会社 坂本建運
社長 坂本 政彦 氏



平成29年度
甲府税務署
納税表彰式
甲府法人会から5名が受彰

11月13日、甲府税務署納税表彰式がホテル談露館において開催されました。表彰式では税務協力団体などの活動を通じ、納税意識の高揚などに貢献された方々が表彰されました。

当会からは、税務署長表彰2名、税務署長感謝状3名の計5名の方々が受彰されました。誠にありがとうございます。

署長表彰受彰者

常任理事 井上善展氏
株式会社 イノウエ
理事 事 三井正樹氏
有限会社 大泉タクシー

署長感謝状受彰者

理事 事 荻野寛二氏
株式会社 オギノ
理事 事 山中広雄氏
株式会社 施工房
女性部会理事 雨宮恵美氏
有限会社 雨宮オートボディーサービス

税金教室

小学校で「税金教室」

当会では、次の世代を担う児童に対し租税の意義や役割を理解してもらうため、小学校6年生を対象に『税金教室』を行っています。11月28日に中央市の玉穂南小学校、29日に甲斐市の玉幡小学校、12月21日に韮崎市の韮崎北西小学校で開催しました。

講師は女性部会の役員が担当し、税金についてのクイズを出題しながら、児童にとって一番身近な税金である消費税やサラリーマンなどが納める所得税などについてわかりやすく説明しました。

さらに「税金が、なぜ必要なのか、税金が無いとしたら自分たちの生活はどのようになるのか」などを分かりやすく映像にしたDVDも見てもらいま

した。終了時には、児童から税金に関する質問がたくさん発言されるなど、税に関心をもっていただけたことが嬉しかったです。

各小学校での「税金教室」の様子



中央市・玉穂南小学校
(講師：飯島朱美氏)



韮崎北西小学校
(講師：雨宮恵美氏)



甲斐市・玉幡小学校
(講師：雨宮恵美氏)

税制改正要望活動

山梨県選出国會議員、
山梨県及び管内全自治体に
平成30年度税制改正提言書を提出

全法連理事会において決議された

「平成30年度税制改正に関する提言」

の実現に向けて、11月29日、山梨県
法人会連合会の上原税制委員長（甲府
法人会・税制委員長）と山梨県連税制
委員が、山梨県関係の国會議員の各
事務所（東京の議員会館）を訪問。要
望の趣旨を説明し、議員に直接提言

書を渡しました。

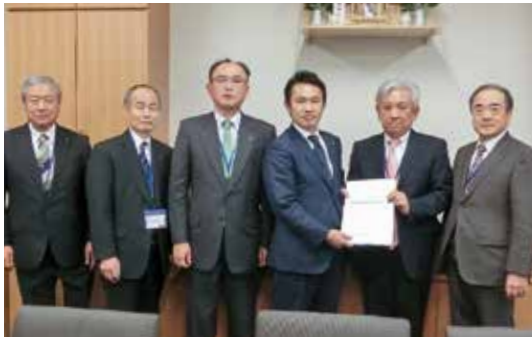
また、11月14日・24日には、上原税
制委員長ほか甲府法人会税制委員と
各支部長に同行いただき、山梨県、
甲府市、韮崎市、北杜市、甲斐市、
中央市、南アルプス市、昭和町の各
首長及び議長に対して提言書を渡し
ました。



衆議院議員 中島 克仁 事務所
秘書 山本 健氏（左）



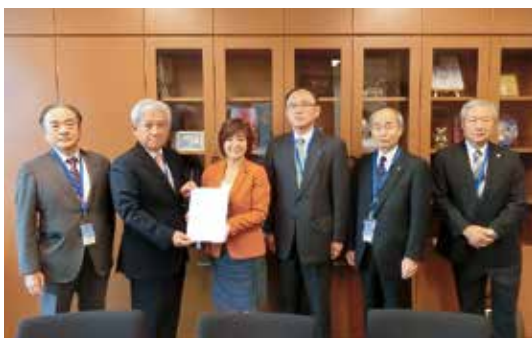
衆議院議員 堀内 詔子 事務所
堀内 詔子 衆議院議員（右）



衆議院議員 中谷 真一 事務所
中谷 真一 衆議院議員（右から3人目）



衆議院議員 宮川 典子 事務所
宮川 典子 衆議院議員（左から2人目）

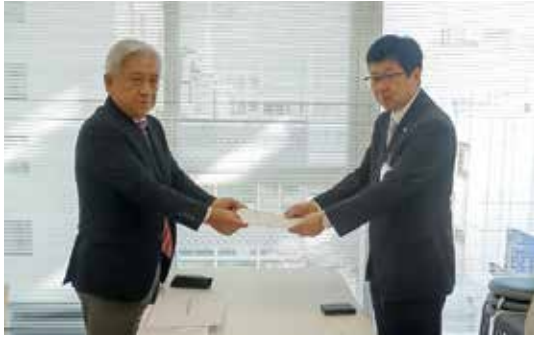


参議院議員 宮沢 由佳 事務所
宮沢 由佳 参議院議員（左から3人目）



参議院議員 森屋 宏 事務所
森屋 宏 参議院議員（左）

山梨県と管内自治体への要望活動



甲 府 市

曾 雌 芳 典 税 務 統 括 監 (右)



山 梨 県

鈴 木 康 之 総 務 部 長 (右)



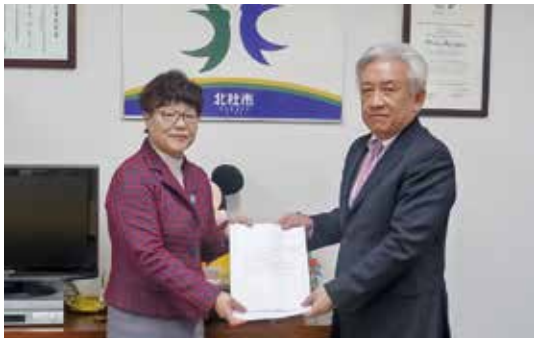
南アルプス市

金 丸 一 元 市 長 (左)



韮 崎 市

内 藤 久 夫 市 長 (右)



北 杜 市

渡 辺 英 子 市 長 (左)



甲 斐 市

飯 室 崇 副 市 長 (左)



昭 和 町

角 野 幹 男 町 長 (左)



中 央 市

萩 原 一 春 副 市 長 (右)



「小学生の税に関する習字展」

主催:甲府市租税教育推進協議会・公益社団法人甲府法人会

租税教育の一環として、次代を担う児童に、税に対する関心を高め、将来の理解ある納税者を育成することを目的に実施し、甲府市内の28の小学校から1,594点の応募がありました。選考の結果、優秀作品に選ばれた作品をご紹介します。

(敬称略)

最優秀賞 甲府市長賞



中道北小5年 樋泉 七海



伊勢小3年 渡邊 美華

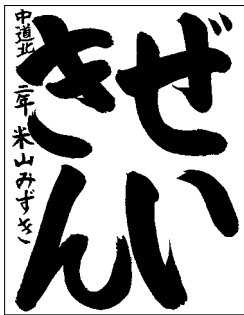


中道北小2年 平澤 花香

小学一・二年生の部

小学三・四年生の部

小学五・六年生の部



小学一・二年生の部
中道北小2年 米山 瑞稀



小学一・二年生の部
中道北小2年 渡辺 菜月



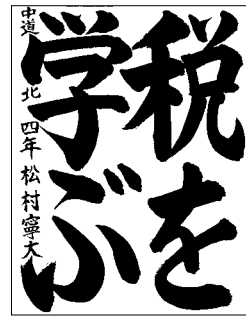
小学一・二年生の部
中道北小1年 樋泉 實太



小学三・四年生の部
大國小4年 河野 海月



小学三・四年生の部
中道北小4年 望月 美弥



小学三・四年生の部
中道北小4年 松村 寧大



小学五・六年生の部
大里小5年 阿部 さくら



小学五・六年生の部
伊勢小6年 渡邊 千華



小学五・六年生の部
伊勢小5年 中込 和希

優秀賞 甲府市教育長賞

優秀賞 甲府法人会会長賞

優秀賞 甲府税務署長賞



優秀賞の贈呈式

優秀賞(27作品)及び佳作(72作品)の展示

展示場所	展示期間
甲府市役所 1階 市民活動室	平成30年 2月23日(金)~26日(月)
コラーニー 文化ホール	平成30年 3月8日(木)~31日(土)
土曜日・日曜日もご覧いただけます。	

優秀賞 東京地方税理士会甲府支部長賞

小学一・二年生の部
中道北小1年 望月 詩央

小学三・四年生の部
伊勢小4年 齋藤 マハロ

小学五・六年生の部
甲運小6年 丸山 よしか

優秀賞 甲府税務署管内納税貯蓄組合連合会会長賞

小学一・二年生の部
山梨学院小2年 若尾 紗良

小学三・四年生の部
駿台甲府小4年 角田 繭璃

小学五・六年生の部
朝日小6年 佐野 史奈

優秀賞 山梨日日新聞社賞

小学一・二年生の部
中道北小2年 渡邊 ひかり

小学三・四年生の部
玉諸小3年 難波 哲也

小学五・六年生の部
里垣小6年 西村 胡桃

優秀賞 山梨放送賞

小学一・二年生の部
中道北小2年 米山 瑞穂

小学三・四年生の部
山梨大学教育学部附属小4年 川口 史楓

小学五・六年生の部
大國小5年 萩原 千乃和

優秀賞 テレビ山梨賞

小学一・二年生の部
中道北小1年 田代 惟吹

小学三・四年生の部
山城小3年 堀井 日菜子

小学五・六年生の部
山梨大学教育学部附属小6年 赤澤 乃彩

法律相談

不動産売買の解除と登記



古屋法律会計事務所

弁護士

古屋

俊仁

Q

甲は土地を乙に売却し、移転登記をしたが、乙が契約どおり代金を支払わない。そこで、甲は乙に対し売買代金の支払いを催告するとともに、指定日までに代金が支払われなかった場合には、売買契約を解除するとの通知を出した。指定日までに乙が代金を支払わなかったため、甲は、この売買契約を解除し、移転登記の抹消を求めた。それに対し、乙はこの土地は既に丙に転売しているので甲の請求には応じられないと主張している。どうなるだろうか。

A

1. 不動産の買い手が売買代金を約束どおり支払わなかった場合は、売り主は催告の上契約を解除することができます。契約が解除されず、契約はなかったことになり、契約前の状態に戻す義務をそれぞれが負います。本件の場合には乙は甲の請求どおり移転登記の抹消を

2. ところが契約の解除の効果について、民法545条1項は「当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方に対し原状に復する義務を負う。」が、その但し書きにおい

て、「ただし、第三者の権利を害

することはできない。」と規定し

ています。この規定をそのまま

読むとこの不動産を乙から買い

受けた丙は甲による甲・乙間の

売買契約が解除されても丙は保

護され、本件土地は甲に戻らな

いことになりそうです。もちろ

ん、その場合には乙は甲に対し

売買代金と同額の損害賠償金を

支払う義務が生じます。乙にそ

れを支払う資力があれば大きな

問題にはなりません。乙にそ

れを支払う資力がない場合には

大変です。

3. 場合を分けて考えてみましょ

う。

① 契約解除前に第三者（本件

の場合の丙）が出現した場合と

② 契約解除後に第三者（本件の

場合の丙）が出現した場合2つ

の場合でどのようになるかです。

①の場合前記の条文からすれ

ば問題なく丙は保護されそうで

す。しかし判例はこの第三者は

登記を備えた者でなければなら

ないとしています。一方②の場

合は解除に基づく乙から甲への

所有権の移転と乙から丙への転

売による所有権の移転とは、あ

たかも乙が本件土地を甲と丙に

二重の譲渡をしたと同じ関係で

あるとして甲と丙とは登記を先

に備えた者が勝ち、甲、丙は登

記を備えた者に対して自分の所

有権を主張できないとしています。

では、①の場合契約解除の時

には丙は登記を備えていなかっ

たが甲が契約解除に基づき乙へ

の本件土地の移転登記の抹消手

続をする前に丙が移転登記をし

た場合にどうなるかですが、こ

の場合も登記を先に備えた丙が

勝ちとされています。

4.

甲は契約解除した後速やかに甲

から乙への移転登記の抹消をし

なければなりません。乙の協

力がなければこの抹消登記がで

きません。そこで、甲は乙が第

三者（丙など）に移転登記がで

きないように、裁判所に処分禁

止の仮処分を申しその決定

がされると本件土地の登記簿に

その旨が記載され、その後丙への移転登記がされても丙は自分の方が登記が先だから甲に対して勝つという主張ができないことになっています。

不動産の売買の解除と登記という問題についてその基本的な考え方を説明しました。売買代金を全額受領する前に買主に移転登記をすることは特別の事情（買主が極めて資力のある者など）がない限り避けなければならないことだということがこのことから分かります。

5. 本件とは異なり、甲が乙に不動産を売却し乙は甲に売買代金を支払ったが移転登記をする前に、甲は丙に同じ不動産を譲渡したという事案において、乙と丙のどちらが勝つかという問題はここで説明するまでもなく、売買契約の先後で勝負がつくわけではなく、移転登記を先に備えた者が勝つということは社会の常識になっています。この根拠規定は、民法177条で「不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法その他

登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない。」です。

この考え方を本件のような解除の事例に適用したものが、前記で説明した解除と登記の問題です。不動産の売買契約の解除とその効力及び登記の問題について極めて重要かつ大きな問題でありますので、改めて紹介することにしました。



消費税の期限内
納付を忘れずに。



消費税期限内納付 推進運動実施中！

消費税には
申告・納付期限^(※1)
があります。

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者の方
は振替納税も
利用できます。

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※4)

税務相談

国境を越える税



東京地方税理士会甲府支部

税理士 塩谷 正夫

(その1)

日本は(ほとんどの国がそうであるように)「全世界所得課税」となっています。つまり国外のどこの国で儲けても日本で申告・納税する必要があります。

そして申告する「個人」は日本人とかアメリカ人とかの決め方ではなく税法上は「居住者」が納税義務を負っています。この「居住者」とは日本国内に1年以上生活の本拠地がある人です。

居住者でない人を「非居住者」と言います。この非居住者も日本国内で発生する収入(アパート収入など)には税金がかかります(国内源泉課税)。

会社も日本に本店があるかどうか、また、支店のみ場合は日本国内での利益にのみ課税されます(支店課税)。

この居住者と非居住者とで揉めたのが有名な「武富士」事件があります。武富士の社長が長男にオランダ法人保有の会社の株式を贈与しました。長男は香港に住んでいたので非居住者として申告しませんでした。

国税は、「香港の滞在は租税回避目的、仕事上の本拠地は日本」として長男は居住者になるので贈与税額約1,000億円を課税しました。

裁判では、最終的に国が負けて還付加算金を含めて贈与税額の全額を還付しました。

国は裁判で負けると税法の改正を

して、課税条件の規定を厳しくしましたので、国外の家族に税金無しで贈与するのは難しくなりました。

(その2)

「移転価格税制」というのがあります。アメリカが日本の自動車メーカーに対して課税してきたのが始まりです。日本のメーカーが車をアメリカで販売するに当たって、自社のアメリカ子会社に売る単価とアメリカ企業のディーラーに売る単価の違いを指摘してきました。日本の本社は、自社の子会社には高く売って本社の利益を確保することで、アメリカ子会社の利益が少なくなり、結果的に米国の税金を安くすることになりました。

アメリカは自社の子会社に高く売ること、子会社の利益を本社に付け替えているとして移転価格課税をしてきました(日本メーカーのアメリカ子会社に米国歳入庁が計算した売値での利益を計算して米国の税金を課税してきました)。

当然、その後、日本もこの移転価格税制を導入して、海外法人の日本子会社の利益が本社に吸い上げられないかをチェックしています。

最近では日本法人を対象に自社の海外子会社(税率の低い国などへ)に利益が流れているとして数十億円単位の課税を行い、訴訟事件になっています。これは外国の税金が日本より安い場合は海外に利益を留保しようとするためや外国である程度利益を出さないとその子会社が解散させられてしまうことなどの理由によりります。

この税制の特徴は、契約の金額でなく本来幾らで売らなければならなかったかという分析を国税が行って、その取引金額(このことを「第三者間取引価格」と言います)を決めているところにあります。

やはり納得できないところは訴訟になるようです。

最近では武田薬品工業のドイツ子会社へ薬品の販売価格が不当に低いとして移転価格税制が適用されたとの新聞報道がなされました。

海外への輸出企業にとっては、製品の売値の決め方は各国の税制を十分に検討しないと恐らく税金が課税されることになり、日本との二重課税の問題を発生させており、企業にとっては悩ましい問題となっています。

(No.3)

ついでに「タックスヘイブンス税制」というのもあります。

最近話題のパナマ文書なるものが話題になっていますが、ほとんどのタックスヘイブンス国は税金がかかりません。(課税されてもとても低い税率です)

このため本国からこうした国に資金を移すことで、その運用益をまるまる残そうということになります。

しかし、こうした運用益も残念ながらタックスヘイブンス税制の対象となり、その運用益は日本国内で課税対象となっています。本来は配当として本国に送金され先ほどの全世界所得課税の対象(その1)として課税されるのですが、資金を本国に戻すと税金により元本が目減りするの海外のタックスヘイブンス国にストックしておき運用利回りを上げることなどがその目的になっています。

最近では、特定の海外子会社からの配当を国内で課税せずに資金を本国に還流させるような税制になってきています。

船会社などは、上記以外の理由も

あり、タックスヘイブンス国であるパナマ籍などの船籍のタンカーが原油を運んでいます。

しかし、この税法の適用についても、香港やシンガポールの子会社などは実態があるのか、あるいはペーパーカンパニーなのかで国税と訴訟になっていきます。

最近の新聞報道ではデンソーのシンガポール子会社の留保利益をタックスヘイブンス税制を適用して十数億円を親会社の所得として課税した事例があります。この事例では最終的には子会社に実態があるとして会社側が勝訴しています。

(No.4)

さらにもうひとつ「過少資本税制」というのもあります。

日本の会社がアメリカに進出した場合、資本金を少なめにしておき親会社からの借入金で事業展開をしていきます。

親会社は、子会社が利益を出して米国の税金を支払ったあとの配当をもらうよりは、子会社の経費となり米国の税金を減らすことが出来る支払利息としてその投資利益を確保しようとしています。

米国は黙っていません。当然、親会社からの借入金の利息を経費として認めないことになります。

大丈夫です。日本にも「過少資本税制」があり、諸外国からの投資に目を光らせています。

(資本金の3倍までしか借入金の利息を認めていません)

(No.5)

こうして見ていくと世界中で各国が税の課税範囲を広げています。こうなると一つの収入に対して二か国でそれぞれ課税することになり二重課税の問題が発生します。

これを解決するのが「外国税額控除」という制度です。

同じ収入に対して外国で課税が発生した場合は、国内の税金から控除する制度で会社でも個人でもこの制度があります。

この制度利用では、海外取引を行う会社は、外国での税金を全て国内の税金から控除すると日本国内での税金が発生しないことになり、大手企業などは外国に税金は払うが日本には払わないという問題が発生します。

そこであまり税率の高い外国の税

金や海外での儲けと国内での儲けとの按分などを使って控除できる金額を制限しています。

個人の所得税でも海外での収入に外国の税金が課税されていけば、条件はありますが控除対象になってきます。

いずれにしてもどの国にとっても税の課税は必要なものではありませんが、会社や個人の税金は、国内だけで完結する時代から外国の税制にまで検討しなければならぬ現状のようであります。

(最後に)

はるか以前に国税庁の幹部の方から国の軍隊は、国連軍など国を超えた編成の対応がなされる中で、現在、国の国境を守っているのは「国税」であるとの話をお聞きしたことがあります。

確かに国税局の組織をみると、その多くに「国際」という文字が入っています。これからも経済の変化に応じた税制が成立していくことと思えます。

山梨にあっても海外という大海のさざ波に耳をそばだてていきたいと思えます。

「少年野球・税金教室」を開催 現役のプロ野球選手がプレーを披露

12月2日、南アルプス市櫛形総合公園野球場において、管内の26の少年野球チームの選手約350名の参加をい

ただき、甲府法人会主催「第9回少年野球・税金教室」を開催しました。この活動は社会貢献活動の一環として、青少年の健全な育成と税の啓発を目的に、青年部会の運営協力のもとに毎年開催しています。

今回も野球教室に入る前に税の啓発活動としてクイズ形式の『税金教室』を行い、子供たちにも身近な消費税など、税の社会における役割や大切さを楽しく学んでもらいました。

今回の野球教室には、東京読売ジャイアンツの寺内崇幸 内野手と田原誠次 投手、横浜DeNAベイスターズの白崎浩之内野手、西森将司 捕手に指導していただきました。前半では4選手がバッティング・ピッチング・守備の順にプロの一流プレーを子供たちの間で披露しました。特に白崎内野手の

豪快なホームランや、田原投手の速球と鋭い変化球に驚き、4選手の華麗な守備に歓声をあげていました。

後半の技術指導では、4人のプロ選手にバッティング・ピッチング・守備・ベースランニングでの基本動作などを指導していただき、子供たちとプロ野球選手が楽しく触れ合いました。

技術指導の後には、プロ選手への質問コーナーの時間を設け、野球がうまくなるための秘訣や野球以外の質問もあり、興味深い話を聞くことができました。またプロ選手のサイン入りグッズが当たる抽選会では、プロ選手本人が使用したスパイクやバットなども景品として提供され、大変な盛り上がりとなりました。



税金教室でクイズを出題する寺内選手



税金クイズ



白崎選手のバッティング



田原投手のピッチング



寺内選手の指導



プロ選手のサイン入りグッズ抽選会

平成三十年の

県内経済の展望

山梨中銀経営コンサルティング株式会社
経済調査部 部長 岡本新一

昨年の県内景気を振り返りますと、年初は横ばい圏内での推移となりましたが、生産面で増勢を強めたほか、設備投資や個人消費にも持ち直しの動きがみられるなど、全体として緩やかに回復しました。このうち、景気回復のけん引役となった生産面について、世界的な設備投資需要の拡大が半導体製造装置や工作機械関連産業が集積する山梨県にとって追い風となり、鉱工業生産指数は全国平均を大きく上回る水準で推移しました。このようななか、県内メーカーからは「過去最高水準の稼働状況」との声も聞かれました。一方、観光関連においては、これまで増勢が続いていた中国人観光客が前年割れとなりました。中国人観光客に関しては、観光のスタイルが団体

旅行から個人旅行にシフトしていることに加えて、日本へのリピーターが増加するなかで一度訪れている富士山周辺以外の観光地を選ぶ動きがみられました。

今年の景気を展望しますと、国内景気は、外需の堅調が見込まれるなかで、輸出にけん引されて生産が増加していくこと、国内における設備投資も増加していくこと、企業部門の好調が徐々に家計部門に波及し個人消費も上向いていくものとみられることから、引き続き回復基調で推移することが見込まれます。

県内景気も、機械工業を中心に生産面が好調を持続するほか、設備投資や個人消費も改善傾向で推移することが見込まれることから、緩やかな回復が続くとみられます。

項目別にみまると、個人消費は生産面の好調を背景に雇用・所得環境の改善が見込まれることから、持ち直しの動きが続くとみられます。

設備投資も、回復基調で推移すると考えられます。好調が続く機械工業で生産能力増強投資が増加していくことに加え、人手不足対策として合理化・省力化投資需要も強まっていくことが予想されます。なお、「県内企業経営動向調査」（山梨中央銀行）の平成29年度下期（29年10月～30年3月）の設備投資計画においても、実施予定率や投資額に前向きな姿勢が窺われます。

生産は、半導体製造装置や工作機械関連など機械工業の好調が続くとみられます。一方、宝飾、ワイン、ニット、織物などの地場産業においては、人口減少等により国内需要が伸び悩むなか、機械工業と比べると厳しい状況が続くと考えられます。ただし、その一方でIT技術の進展に伴い、インターネット等を活用した販売チャネルの拡大、海外への販路拡大など従来とは違うビジネスチャンスも生まれているなかで、国

内需要の減退をカバーしていくための選択肢は増えていくと考えられます。

さて、陰陽五行によると、平成30年は、「戊戌（つちのえいぬ・ぼじゅつ）」にあたります。「戌」は、茂と同義語で、万物が盛んに茂ることを意味しています。また、「戌」は、滅と同じで、万物が脱落してことごとくなくなることを意味しています。このため、「戊戌」は、「今後も成長していくために、これまでの活動を思い切って改める革新の年」ということにもなるでしょうか。

ところで、「犬も歩けば棒に当たる」という諺には二つの意味があることをご存知でしょうか。ひとつは、外に出ると災難に遭うという否定的な意味です。もうひとつは、外に出るからこそ思わぬ幸運に出会うという肯定的な意味です。新しい年をさらなる成長の年にするために、チャンスが訪れるのを待つのではなく、積極的に外に出て自らチャンスをつかみ取っていく「攻めの姿勢」で臨んでいきたいものです。

税務署からのお知らせ

《マイナンバーの記載について》

申告書や申告書等には
マイナンバーの記載が必要です!!

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、



申告書等には

マイナンバーの記載

+

本人確認書類の
提示又は写しの添付

が必要です!

国税に関するマイナンバー制度の最新情報



または

国税庁 マイナンバー

検索



《医療費控除等について》

医療費控除は領収書が提出不要となりました

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに
“医療費控除の明細書”の添付が必要となりました。

- ※1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。
(税務署から求められたときには、提示又は提出しなければなりません。)
- ※2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

(注) 平成29～31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

セルフメディケーション税制が創設されました

平成29年分の確定申告から、健康の保持及び疾病の予防への一定の取組(健康診断、予防接種など)を行った方で、特定一般用医薬品等を購入している方は、従来の医療費控除に代えて、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができます。

添付又は提示が必要な書類

- セルフメディケーション税制の明細書 (添付)
- 適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類 (添付又は提示)
例) 予防接種の領収書、健康診断・人間ドックの結果通知書 など

(氏名、取組を行った年、事業を行った保険者、医療機関等の名称の記載があるものが必要となります。詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。)

※詳しくは、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) をご覧ください。

医療費控除

検索

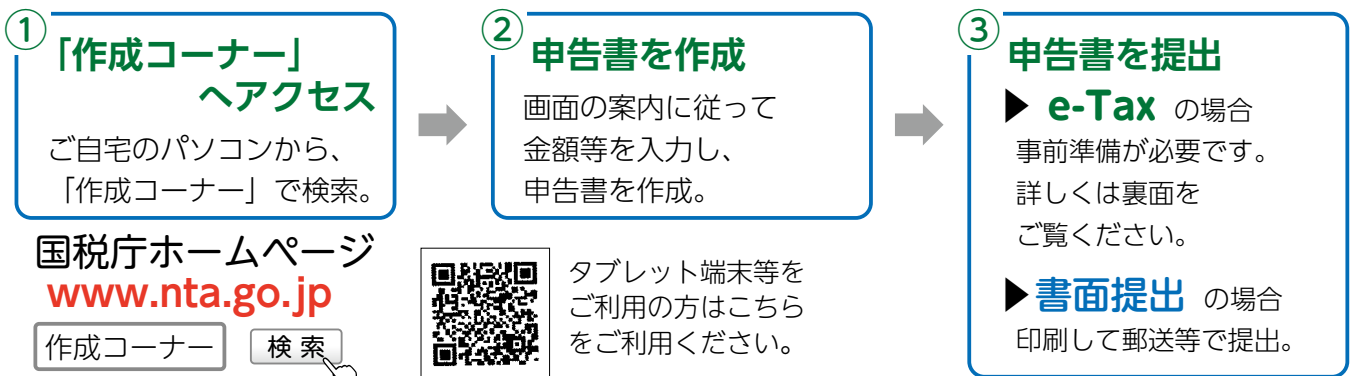


申告書は、 国税庁ホームページで 作成できます！

国税庁ホームページ 「確定申告書等作成コーナー」のメリット

- 1 税務署に出向く必要なし！**
作成した申告書等は、e-Taxを利用して提出できます。
また、印刷して郵送等により提出することもできます。
- 2 いつでも利用可能！**
確定申告期間中は、24時間いつでもご利用できます。
- 3 自動で税額を計算！**
収入金額や控除金額などを入力することで、税額を自動で計算できます。
- 4 前年データが利用可能！**
作成した申告書等のデータを保存しておけば、翌年の申告で利用できます。

申告書作成から提出までの流れ



●作成コーナーの操作に関するお問合せ
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
☎0570-01-5901

●税務相談などに関するお問合せ
甲府税務署
☎055-254-6105
(自動音声でご案内しております)

地域未来投資促進法支援制度のご案内

【山梨県】

支援を受けるためには

◆「地域未来投資促進法」に基づく事業計画の承認が必要です。

- ①地域の特性を活用
- ②高い付加価値の創出
- ③地域の事業者に対する相当の経済効果がある事業を県が承認を行います。

※事業者の皆さんには「地域経済牽引事業計画」を策定し、**土地取得前**(自社土地の場合は**建物契約前**)に県の承認を受ける必要があります。

地域の特性の活用

- ①ロボット製造産業など生産用機械関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ②医療機器関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ③水素・燃料電池関連の技術を活用した成長ものづくり分野
- ④食品・飲料産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ⑤地域に根ざした宝飾、織物、印伝等の特産物を活かした成長ものづくり分野
- ⑥IoTを支える半導体関連産業の集積を活用した第4次産業革命関連分野
- ⑦IoTを支える通信用デバイス等関連産業の集積を活用した第4次産業革命関連分野
- ⑧IoTを支える通信用デバイス等関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ⑨リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した成長ものづくり分野
- ⑩リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した第4次産業革命関連分野

高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値額が山梨県の1事業所あたり平均付加価値額を上回ること。

○付加価値増加分：4,045万円超

地域の事業者に対する経済効果

- ①取引額： 3%増加
- ②雇用者数： 1%増加
- ③売上げ： 5%増加
- ④雇用者給与等支給額： 3%増加

主な支援策

●課税の特例(法人税・所得税)平成31年3月31日まで

地域の強みを生かした先進的な事業に必要な設備投資について、法人税等を減税。

対象設備	特別償却	税額控除
機械・装置、器具・備品	40%	4%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

【要件】

- ①先進性を有すること。
- ②総投資額が2,000万円以上であること。
- ③前年度の償却費の10%を超える投資額であること。
- ④5年後の対象事業の売上高伸び率が、0を上回り、かつ、過去5事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率が5%以上であること

●不動産取得税の課税免除

先進的な事業に必要な土地・家屋等の取得に対し、不動産取得税を減免。

【要件】上記課税の特例の要件+取得価格の合計が1億円を超えること。(農林漁業関連は5千万円)

●固定資産税の課税免除

各市町村で取り扱いが異なりますので、直接お問い合わせください。

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県産業労働部 企業立地・支援課
TEL:055-223-1472/FAX:055-223-1569/E-mail:sangyo-rt@pref.yamanashi.lg.jp

産業集積促進助成金のご案内 《最大10億円の助成金》

【山梨県】

助成を受けるためには

1. 助成を受けるためには、事業者の皆さんは操業開始前までに「事業認定申請書」を知事へ提出し、事業認定を受ける必要があります。
 2. 対象業種ごとに満たさなければならない要件があります。
- ①製造業・物流業 ②情報産業の事業者に対し、建物、機械設備等の投資経費、あるいは賃借料の一部を助成する制度です。
 - 平成28年度より、大幅に制度を拡充しました。

	製造業等・物流業の場合	情報産業の場合
■対象業種	(1)製造業 (2)試験研究所 (3)バイオテクノロジー利用産業 (4)物流業	(1)情報サービス業 (2)インターネット付随サービス業 (3)デジタルコンテンツ制作事業者
■対象要件	次の条件をすべて満たすもの (1)県内において土地または借地権（設定期間が20年以上のものに限る）を取得して工場等を設置し、操業を開始すること (2)投下固定資産額（土地分除く）が3億円以上であること (3)操業から1年以内に常用雇用者が10人以上増加すること（うち5人以上を県内から新規雇用すること）	次の条件をすべて満たすもの (1)操業から1年以内に県内から常用雇用者が5人以上増加すること (2)新たにオフィス等を設置し、操業すること
■補助率	(1)新たに土地を取得し工場等を建設する場合（取得から3年以内の操業） ⇒投下固定資産額（土地分除く）の10% (2)自己所有地に工場等を建設し、操業する場合 ⇒投下固定資産額（土地分除く）の5% (3)空き工場等を取得し操業する場合 ⇒投下固定資産額（土地分除く）のうち建物5%、機械・設備10%	(1)新たにオフィス等を設置した場合 ⇒投下固定資産額（土地分除く）の10% (2)賃借で新たにオフィス等を設置した、又は自己資金で設置し機器を賃借で導入した場合 ⇒賃借料及び通信回線使用料の1/2（3年間）
■補助対象限度額	増加従業員数 10人以上50人未満⇒3億円 50人以上100人未満⇒5億円 100人以上500人未満⇒7.5億円 500人以上⇒10億円	(1)新たにオフィス等を設置した場合 ⇒ 1億円 (2)賃借する場合 ⇒ 年1,000万円 （最大3年間）

東京国税局長賞 入選作品紹介

税に関する高校生の作文募集は、次代を担う高校生に税に対する関心を深めて頂くために昭和37年から実施しており、今年度は全国1,750校から218,208編の応募がありました。その内、山梨県内の36校から4,277編の応募があり、1編が東京国税局長賞に入選しました。ここでは平成29年11月13日に開催された納税表彰式において、発表された作品をご紹介します。



作文を朗読する平嶋友裕さん

世界に誇れる日本の納税

山梨学院高等学校 2年 平嶋 友裕

科学技術振興費、これは宇宙開発や海洋開発などの科学技術の振興そして日本の国際競争力を高めるために国から出る予算であり、私達の税金から成っている。国の科学技術振興費の歳出は平成二十九年度で一兆三千四百五十億円であり、IPS細胞や新元素ニホニウムの発見、青色発光ダイオードの発明など日本の科学の発展に大いに寄与しているのだ。しかし、私達学生にとっては、その予算がどのように暮らしの役に立っているのを感じることは少ない。

私はこの夏休みに愛知県名古屋市中で行われたロボカップジュニアというロボット競技会の世界大会にボランティアとして参加した。この大会には世界中から選手が多く集まっており、この競技会の選手でもある自分自身にとって多くの進んだ技術を肌感じた良い機会となった。また、大会を行った施設には日本や世界の企業が自社の新製品を持ち込み、PRしていた。私達の暮らしの文化的、作業効率的にも役立つロボットの数々、このロボカップジュニアは世界各国からの技術者を志す若者達にとって多くの学びがあった場に違いない。そしてこの大会は日本の企業と文部科学省、経済産業省の協力があってこそできることで、つまりは税金も使われているのだ。

私は今まで税金というものは日本国民の暮らしをよくするためだけに使われているとばかり思っていた。だが実際は、開発途上国の経済援助のための経済協力費や今回のような日本主催の国際的な競技会への支援と私達が身近に払っている税金は世界の技術発展に役立っているのだ。

そして、私達ボランティアの交通費の一部や食費の補助も税金によって賄われていたことに驚き、私達学生ボランティアもこれからの社会を担う一員として支援してもらっていることを感じた。私は、税金の払う行為が未来の地球の発展への投資のようになっている、一日本国民として嬉しくなった。2019年10月、これは現時点での消費税増税10%にする期日である。私は日々の暮らしの中で最も身近で、家計にも影響のある消費税増税にあまり良い印象を持っていなかった。だが、捉え方を変えればこれはこの日から将来の地球への貢献度が増すということではないだろうか。現時点で地球上には地球温暖化などの環境問題や、人口増加の結果食糧危機が起こるといった地球規模の問題が多くある。未来に、より拡大するであろうこれからの問題は、世界中が一丸になって取り組まなければならない。その中で世界に目を向けている日本の税金の使い方は誇らしいものだと思った。

私達の納税は、世界規模の問題を解決するのに役立っており、それは日本人である私達自身のためだけでなく、世界中の人々のためでもある。私は、税金とは世界への最も身近な貢献をする手段だと思う。地球環境を将来に繋げ、健康的で安全な暮らしが送れるようにすること、これが私達が納税する意味だと思う。

よつびし総研

開所12年目を迎えて

—新たな旅立ち—

四菱まちづくり総合研究室

顧問 熊谷 隆一

(山梨県立大学国際政策学部教授)



山梨県立大学の一期生や二期生たちと、よつびし総研を開所したのは2007年の4月14日です。今年には開所12年目となります。杉田竜也代表(2018年1月16日に退任)が『法人会たより第135号』で昨年(2017年)6月開催の「開所10周年記念イベント」について、また、等々力遵新事務局長(1月16日に就任)が『法人会たより第136号』で昨年8月に参加した「自治体学会山梨甲府大会」について、それぞれ報告させていただきましたので、記憶に留めてくださっている方も多いのではないのでしょうか。

2007年の開所当初は、とにかく甲府中心街で「活性化旋風」を巻き起こしたいと考えた学生たちが、次々とイベントを開催しました。「24時間映画祭」(インターネットで全国から参

加者を募り、24時間以内に与えられたテーマで映画を制作・編集し、それを上映してコンペティションを行う)、「桑市楽座」(エコロジーを意識した中心街フリーマーケット)、「よつびし総研シネマ・フェスティバル」(甲府武蔵野シネマ5と共催、地元の飲食店ともコラボしてランチチケットやデートチケットを販売、2年目は映画に登場した食べ物や商品をロビーで販売)、「そして今も継続している「中心街ゆかた祭り(夏祭り)」や「中心街フットパスツアー」など、例を挙げれば切りがありません。

このような活動は、マスコミ等で大きく報道され、多くの方々に評価されたのですが、その結果、「よつびし総研は『イベント屋』である」と誤解されてしまったことも否めません。実はよつびし総研は、当初からイベントだ

けではなく調査研究にも力を入れてきました。例えば、「あるもの探し」(地元の魅力を見出す調査研究活動で、その成果は中心街の魅力を歩いて実感するという「中心街フットパスツアー」に繋がりました)や、「自治体学会」や「富士学会」の全国大会でのポスターセッション(学生主体の甲府中心街活性化活動を学会で報告)などです。その後、さらに調査研究活動に重点を置くということで、日本大学文理学部佐野研究室と「甲府都市空間調査」を共同で実施したり、甲府市の歩行量調査をお手伝いしたり、「甲府におけるビジネス客および観光客動向調査」を独自に実施したりしました。

これらの研究成果は、「全国学生まちづくりサミットin豊橋」(28大学150名の学生が参加)や独自主催の「四都県・学生まちづくりガチンコ集会」(山梨・東京・静岡・岐阜のまちづくりに携わる学生が発表と議論を行う企画)や「ガチンコジウム」(事前の打合せをせず、学生と店主や行政などの社会人が真剣勝負で甲府のまちづくりに関して議論するシンポジウム)などで活かすことができました。ないかと考えています。

ただし、学生が大学に在籍するのは一般的には4年間だけです。就職活動が3年生から始まることを思えば、よつびし総研などの課外活動に関わることもができる時間はさらに短くなりま



2017年度「よつびし総研」スタッフ(ブラウン先生のお宅にて)

す。また、学年を越えて先輩と後輩とがうまく交流できてノウハウや知識が伝達されるケースは多くはありません。さらに、学年毎に興味や意欲がまちまちで、均一ではないことも、組織運営や組織継続を難しくしています。

このような状況のなか、来年度に向けて10名の一年生が活動を継続し、新役員に就任することになりました。それぞれが一年間のまちづくり活動により成長し、先輩たちの活動を継承しつつも、あらたな活動に挑戦してくれるものと思います。つきましては、皆さまに今後とも、暖かいご指導、ご鞭撻、そしてご支援を賜りますようお願い申し上げます。



賀

正

顧問

櫻井 洋 山梨トヨタ自動車(株)
清水 孝 東京地方税理士会甲府支部

理事

会長

芦澤 敏久 (株)山梨中央銀行

副会長

高野孫左エ門 (株)吉字屋本店
佐々木宏明 山梨トヨタ自動車(株)
高野 三雄 山梨交通(株)
岸本 良三 敷島金属工業(株)
上原 重樹 (株)印傳屋上原勇七

常任理事

大木 勝志 (株)オオキ
志村 昌彦 (株)山梨文化会館
窪田 広宣 (株)窪田商会
西川 一也 穴水(株)
坂本 力 甲府信用金庫
輿水 順彦 (株)清里給油所
内田 博 (株)内田印刷所
小林 幸夫 小林ニットウエア(株)
長坂 茂 (有)長坂百貨店
新津 正彦 新津建設(株)
篠原 義明 篠原貿易(株)
望月 英雄 (株)サンキョー
坂本 政彦 (株)坂本建運
川村 文彦 (株)テレビ山梨
井上 善展 (株)イノウエ
齊藤 基樹 浅川熱処理(株)

監事

東原 記守 (有)菱和産商
相原 紀幸 (有)相原商事
深澤由美子 熊野屋物産(株)
久保寺孝男 (株)甲府ワインポート
井口 和則 井口工業(株)
笹本 健次 (株)常磐ホテル
近藤 誠 (株)近藤宝飾
依田 道徳 (株)依田商店
石井 猛雄 疾測量(株)
相川 幹夫 龍王産業(株)
阿部 格治 (有)さのやタクシー
矢部 兵衛 (株)シンゲン
鈴木 浩文 鈴木製菓(株)
中村 国男 (株)中村建設
丸茂 正樹 (株)マルモ

相談役

梅本 実 九十山梨製パン(株)
丸山 正和 (株)コーシン
丹沢 始 (株)丹沢電機

専務理事

望月健二郎 大栄設備(株)
豊前多津美 豊前医化(株)
武田 與信 (株)テンヨ武田
齊藤 康弘 (有)イゲト齊藤商事
飯島 覚 (株)イシマガラスサッシセンター
伊藤 重忠 (株)伊藤物産
厚見 貞夫 山梨化学工業(株)
水上新太郎 (株)大統
石原 行彦 (株)甲斐興運
細窪 克己 (株)テレビ山梨
金丸 康信 (有)新世自動車整備工場
五味 和男 (株)ササキ
佐々木弘勇 (株)ササキ
飯島 敏子 (株)甲陽木工製作所
丸茂 紀彦 (株)マルモ
中村己喜雄 (株)中村建設
戸栗 敏 (有)戸栗製材所
田中 雅承 (株)カルク
三枝 正彦 (株)ダイアート三枝
藤本 寛 (有)藤本運送
金井 彰彦 宏和建设(株)
小澤 昭二 小沢木工(株)
飯田 八朗 (有)飯田建材
松葉 惇 (株)石友
齋藤 忠文 龍王産業(株)
中込 功 ナカゴミ(株)

事務局職員一同

小泉 真 公益社団法人甲府法人会

田中 好輔 甲斐日産自動車(株)
荻野 寛二 (株)オキノ
小野 光一 金精軒製菓(株)
氏原 勲 (株)八光
太田 丈三 太田工業(株)
三井 正樹 (有)大泉タクシー
中澤 厚男 (株)談露館
古守 康直 古守工業(株)
小林 重夫 (株)小林商会
山寺英一郎 井筒屋醬油(株)
飯島 忠 (株)湊與
小林 成光 (株)小林製作所
秋山 勉 (株)ホテル舟山
河西 秀史 (株)河西金属商事
依田 訓彦 (株)少國民社
清水 修一 協和産業(株)
笠井 健夫 (株)峽南堂印刷所
湯沢 基 湯澤工業(株)
井上 重良 (協)国母工業団地工業会
長谷川正二郎 長谷川醸造(株)
小澤 博音 (有)川音運輸
宮川 武 (株)甲斐延
岩下 達也 北杜タクシー(株)
山中 広雄 (株)旅工房
櫻本 進 (株)櫻本鉄工
小澤 一正 アジア燃料(株)
赤野 玉明 (株)アズマ工機
清水 新司 清水工業(株)
小松 茂仁 (株)小笠園
早野 正泰 (株)早野組
寺井 英仁 寺井木材(株)
岩下 和彦 昭和産業(株)

小林 茂 琢美繊維(株)
渡邊 富平 (株)澤田屋
塚原 敏夫 (株)甲陽木工製作所
飯島正二郎 (株)横山商事(株)
横山 益造 山梨北開発興業(株)
竹井 清八 (株)合同タクシー
小澤 照彦 (有)山梨薬局
長田 眞也 (株)印傳屋上原勇七
上原 勇七 (株)フジヤ
小林 修 (株)高野貴金属
高野 嶺二 (株)高野貴金属

『税の無料相談会』開催のお知らせ

法人会では、東京地方税理士会甲府支部所属の税理士にご協力いただき「税の無料相談会」を開催いたします。

まもなく開始される確定申告や法人税・所得税・相続税・贈与税・消費税のご相談など、税について何でもお気軽にご相談ください。

個別相談となりますので、事前にお申し込みが必要となります。お申し込みの方は右記連絡先までご連絡ください。

日時…平成30年2月27日（火）
午後1時30分から順次

場所…甲府法人会館（甲府市中央4-12-21）

連絡先…法人会事務局

電話…055-237-7774 FAX…055-237-7790

メールアドレス…yamanaho@cc.mbn.or.jp

担当職員…長坂

研修会予定

●新設法人説明会

三月 十九日 甲府法人会館

【研修内容】

- 設立にともなう手続きと税金の申告・納税について
- 日常の取引に係る法人税法上の取扱いについて
- 源泉徴収事務について

●決算法人説明会

二月 十四日 東京エレクトロン

二月 十五日 アピオ甲府

二月 十九日 山梨県流通センター

三月 五日 山梨県流通センター

【研修内容】

- 決算の留意点について
- 消費税について
- 源泉徴収事務について

●法人税申告書の作成セミナー

三月 十四日 アピオ甲府

【研修内容】

- 決算と申告事務の流れ
- 会計上の利益と所得金額
- 所得金額と法人税額の計算の概要

○税務調整

○法人税確定申告書の構成

○法人税確定申告書の仕組み

○別表四と別表五（一）の関係

○租税公課の経理処理と別表四と別表五の調理

お知らせ

●第13回法人会

全国女性フォーラム山梨大会

【記念講演】

日時 平成30年4月12日（木）
14時～15時

場所 アイメッセ山梨

演題 「小さな旅と私」

～人との出会いと発見～

講師 フリーアナウンサー

国井雅比古氏



※参加無料、どなたでもご参加いただけます。

お申し込みはFAXまたはEメールにてお願いします。

FAX 055-237-7790
Eメール info@kofu-hojinkai.jp

新入会員紹介

ご入会ありがとうございます（平成29年11月～平成30年1月）

（順不同・敬称略）

正会員 法人名	所在地	支部名
有限会社 アイエス企画	甲府市山宮町	千塚・羽黒・千代田支部
株式会社 アグザック	甲府市上今井町	山城支部
株式会社 双成化建	甲府市国母	国母支部
株式会社 K & G	甲府市上石田	石田支部
株式会社 山梨ニューメディアセンター	甲府市北口	新紺屋・朝日支部
賛助会員 事業所名	所在地	支部名
ゆうき司法書士事務所	甲府市上今井町	山城支部
税理士事務所ファインワークス	甲府市荒川	池田・新田支部

発行所

公益社団法人甲府法人会

広報委員長 長坂 茂

甲府市中央四丁目十二番二十号

TEL 〇五五-二三七-七七七四

印刷所

株式会社 少國民社

発行日

平成三十年一月十九日

電子申告で
効率UP!

「e-Tax」なら
国税に関する申告や
納税、申請・届出
などの手続きが
インターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。 ※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

■ 所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーを準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。



所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中はe-Taxが24時間利用※できます。

※メンテナンス時間を除きます。

e-Taxを利用して所得税及び
復興特別所得税の申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス 検索
www.e-tax.nta.go.jp